別表六㈢の記載要領第二号中「「国税（別表六(二)「12」又は別表六の二(二)付表「９」）⑴」」を「「法人税（別表六(二)「12」又は別表六の二(二)付表「９」）⑴」」に改め、同第三号中「「道府県民税（⑴×５％又は別表六(三)付表一「28の④」）⑵」」を「「道府県民税（（⑴×（５％又は3.2％））又は別表六(三)付表一「28の④」）⑶」」に改め、同号⑴を次のように改める。

⑴　平成26年10月１日以後に開始する事業年度又は連結事業年度において地方税法施行令第９条の７第６項本文（道府県民税の控除限度額）の規定の適用を受ける場合には「５％又は」を消し、同日前に開始した事業年度又は連結事業年度において同項本文の規定の適用を受ける場合には「又は3.2％」を消すこと。

別表六㈢の記載要領第三号㋑中「第９条の７第４項ただし書」を「第９条の７第６項ただし書」に改め、同第四号中「「市町村民税（⑴×12.3％又は別表六(三)付表一「28の⑤」）⑶」」を「「市町村民税（（⑴×（12.3％又は9.7％））又は別表六(三)付表一「28の⑤」）⑷」」に改め、同号⑴を次のように改める。

⑴　平成26年10月１日以後に開始する事業年度又は連結事業年度において地方税法施行令第48条の13第７項本文（市町村民税の控除限度額）（同令第57条の２（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合には「12.3％又は」を消し、同日前に開始した事業年度又は連結事業年度において同項本文の規定の適用を受ける場合には「又は9.7％」を消すこと。

別表六㈢の記載要領第四号㋑中「第48条の13第５項ただし書」を「第48条の13第７項ただし書」に改め、同第七号中「「11」から「32」まで」を「「⑿」から「㉝」まで」に改める。

別表六㈢付表一の表中

国税控除限度額（別表六(二)「12」又は別表六の二(二)付表「９」）

を

法人税の控除限度額（別表六(二)「12」又は別表六の二(二)付表「９」）

に改め、同表の記載要領第一号中「第９条の７第４項ただし書」を「第９条の７第６項ただし書」に、「第48条の13第５項ただし書」を「第48条の13第７項ただし書」に改め、同第二号中「「国税控除限度額（別表六(二)「12」又は別表六の二(二)付表「９」）⑴」」を「「法人税の控除限度額（別表六(二)「12」又は別表六の二(二)付表「９」）⑴」」に改める。

別表六㈣の記載要領第三号中「附則第８条」を「附則第８条第１項」に改める。

別表六の二㈡付表の表中

法第81条の15第２項により控除できる金額（別表六(三)「29の②」）
法第81条の15第３項により控除できる金額（別表六(三)「33の②」）

を

法第81条の15第２項により控除できる金額（別表六(三)「30の②」）
法第81条の15第３項により控除できる金額（別表六(三)「34の②」）

に改める。

附　則

１　この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

２　第二条の規定による改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人（法人税法第一条第六号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。